

京都市第 314号

京都市市街地景観整備条例第39条第1項の規定に基づき、本願寺・東寺界わい景観整備地区界わい景観建造物を指定しましたので、同条第2項により準用する同条例第6条第2項の規定により告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

平成17年 9月 1日

京都市長 榎本頼兼

1 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部都市景観課

(都市計画局都市景観部都市景観課)